

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成24年3月15日(2012.3.15)

【公開番号】特開2010-201680(P2010-201680A)

【公開日】平成22年9月16日(2010.9.16)

【年通号数】公開・登録公報2010-037

【出願番号】特願2009-47668(P2009-47668)

【国際特許分類】

B 4 1 J 15/04 (2006.01)

B 4 1 J 2/01 (2006.01)

B 4 1 J 11/02 (2006.01)

【F I】

B 4 1 J 15/04
B 4 1 J 3/04 1 0 1 Z
B 4 1 J 11/02

【手続補正書】

【提出日】平成24年1月27日(2012.1.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

一対のローラーのニップ部を介して、印刷ヘッドに対峙している吸引プラテンのプラテン面に記録紙を送り出す記録紙搬送路構造であって、

前記ニップ部は、前記プラテン面に対して前記印刷ヘッドの側にオフセットした位置にあり、

前記ニップ部を通る接平面が、前記ニップ部から前記プラテン面に向かうに連れて当該プラテン面に接近する方向に傾斜する傾斜面となるように、ローラー対が配置されており、

前記プラテン面の前記ニップ部の側には、前記プラテン面の前記ニップ部の側に向けて前記印刷ヘッドの側に傾斜する傾斜面部を有して前記ニップ部から送り出される前記記録紙をガイドするガイド面が形成されており、

当該ガイド面は、前記接平面から突出しない高さのガイド面であることを特徴とする記録紙搬送路構造。

【請求項2】

前記ガイド面の傾斜面部の傾斜は、前記接平面に沿った傾斜角度である請求項1に記載の記録紙搬送路構造。

【請求項3】

前記ガイド面は、前記傾斜面部に連続して前記ニップ部の側に向かうに連れて前記印刷ヘッドの側とは逆の側に傾斜しているすくい面部を備える請求項2に記載の記録紙搬送路構造。

【請求項4】

前記すくい面部に連続して、前記ニップ部の側に突出する突出面部が形成される請求項3に記載の記録紙搬送路構造。

【請求項5】

前記プラテン面は前記記録紙の搬送方向に延びるリブの上端面によって規定されており

、前記リブは前記吸引プラテンの端よりも前記ニップ部の側に突出する突出リブ部を備えしており、

当該突出リブ部の上端面が前記突出面部である請求項4に記載の記録紙搬送路構造。

【請求項6】

前記プラテン面は上向きの水平面部を有し、

前記ローラー対は、水平に配置されて上下方向から相互に圧接する請求項1ないし5のうちのいずれか1項に記載の記録紙搬送路構造。

【請求項7】

請求項1ないし6のうちのいずれか1項に記載された記録紙搬送路構造を有するプリンタ一。

【請求項8】

前記印刷ヘッドはインクジェットヘッドであり、前記吸引プラテンは前記インクジェットヘッドのインクノズル面に対峙する請求項7に記載のプリンター。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

上記の課題を解決するために、本発明は、一対のローラーのニップ部を介して、印刷ヘッドに対峙している吸引プラテンのプラテン面に記録紙を送り出す記録紙搬送路構造であって、前記ニップ部は、前記プラテン面に対して前記印刷ヘッドの側にオフセットした位置にあり、前記ニップ部を通る接平面が、前記ニップ部から前記プラテン面に向かうに連れて当該プラテン面に接近する方向に傾斜する傾斜面となるように、ローラー対が配置されており、前記プラテン面の前記ニップ部の側には、前記プラテン面の前記ニップ部の側に向けて前記印刷ヘッドの側に傾斜する傾斜面部を有して前記ニップ部から送り出される前記記録紙をガイドするガイド面が形成されており、当該ガイド面は、前記接平面から突出しない高さのガイド面であることを特徴としている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

ここで、前記ガイド面の傾斜面部の傾斜は、前記接平面に沿った傾斜角度であることが望ましい。このようにすると、ニップ部から送り出される記録紙の送り出し方向とガイド面の傾斜面部の方向が一致するので、記録紙の撓みを確実に防止できる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

また、前記傾斜面部に連続して前記ニップ部の側に向かうに連れて前記印刷ヘッドの側とは逆の側に傾斜しているすくい面部を備えることが望ましい。たとえば、ニップ部から送り出される記録紙の部分に曲げ癖、折り癖が付いている場合などにおいては、このような部分が、すくい面部によって下流側の傾斜面部に向けてすくい上げられるので、記録紙を円滑に搬送することができる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

さらに、前記すくい面部に連続して、前記ニップ部の側に突出する突出面部が形成されることが望ましい。突出面部部分を形成することにより、吸引プラテンとローラー間の隙間を狭くできるので、この部分に記録紙が詰まる紙詰まり状態の発生を防止できる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

ここで、吸引プラテンとしては、前記記録紙の搬送方向に延びるリブの上端面によって規定されている構造のものを採用することができる。この場合には、各リブの上端面によってガイド面を規定することができ、また、前記吸引プラテンの前記端面よりも前記ニップ部の側に突出する突出リブ部を形成して当該突出リブ部分の上端面によって前記突出面部を規定すればよい。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

前記プラテン面を上向きの水平面部を有し、前記ローラー対は、水平に配置されて上下方向から相互に圧接する配置が採用される。